

# 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方を行った場合、以下診療報酬点数が加算されます。

一般名処方加算1（処方箋料） 7点

一般名処方加算2（処方箋料） 5点